

第22期第21回福島海区漁業調整委員会次第

日 時 令和7年2月18日(火) 13:30～
場 所 福島県自治会館 3階 301会議室
(福島市中町8-2)

1 開会

2 会長挨拶

3 出席状況報告

4 議事録署名人選出

5 議 題

(1) 議案

議案第1号 福島県資源管理方針の変更について(諮問・答申)

議案第2号 特定水産資源の漁獲可能量について(くろまぐろ)(諮問・答申)

議案第3号 特定水産資源の漁獲可能量について(するめいか、ぶり)(諮問・答申)

議案第4号 すくい網漁業に関する委員会指示について

議案第5号 こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について

議案第6号 いかつり漁業に関する委員会指示について

(2) 報告事項

ア 漁業権に係る資源管理状況等について

イ かたくちいわし太平洋系群の漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について

6 閉会

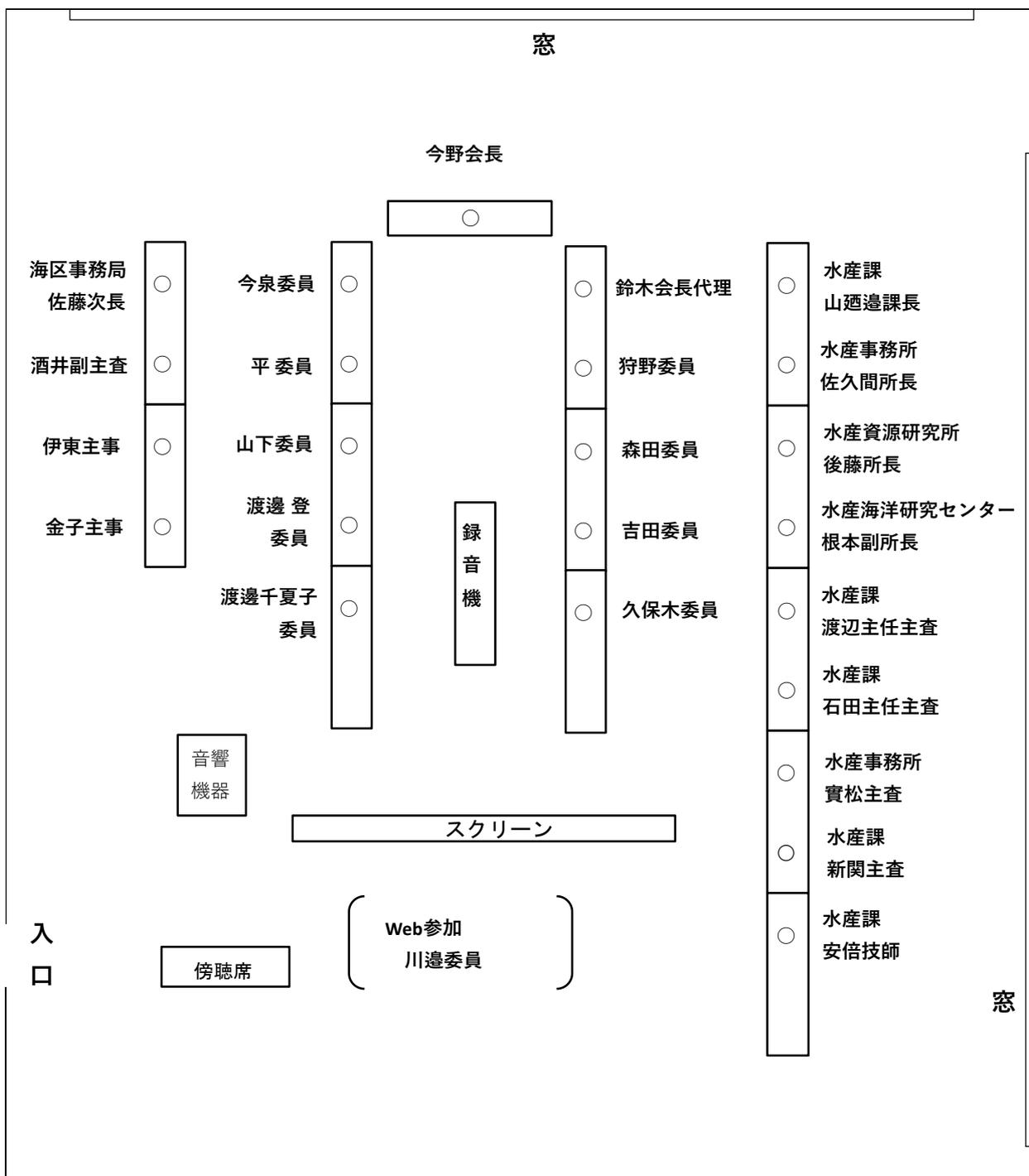
第22期第21回福島海区漁業調整委員会 出席者名簿

日時 令和7年2月18日(火) 13:30～
場所 福島県自治会館 3階 301会議室

海区漁業調整委員会委員			知事部局・海区事務局職員等		
選任区分・役職	氏名	会場	所属及び職名	氏名	会場
漁業者(会長)	今野 智光	会場	水産課長(併) 海区事務局長	山廻邊 昭文	会場
学識経験(会長代理)	鈴木 哲二	会場	水産課主任主査	渡辺 透	会場
漁業者	今泉 浩一	会場	水産課主任主査	石田 敏則	会場
漁業者	狩野 一男	会場	水産課主査	新関 晃司	会場
漁業者	平 仁一	会場	水産課技師	安倍 裕喜	会場
漁業者	森田 政利	会場	水産事務所長	佐久間 徹	会場
漁業者	山下 博行	会場	水産事務所主査	實松 敦之	会場
漁業者	吉田 康男	会場	水産海洋研究 センター副所長	根本 芳春	会場
漁業者	渡邊 登	会場	水産資源研究所長	後藤 勝彌	会場
学識経験	川邊 みどり	WEB	海区委員会事務局 次長(業務担当)	佐藤 太津真	会場
学識経験	久保木 幸子	会場	〃 副主査	酒井 理沙	会場
学識経験	渡邊 千夏子	会場	〃 主 事	伊東 亮太	会場
			〃 主 事	金子 正子	会場

第22期第21回福島海区漁業調整委員会 席次

日 時 令和7年2月18日(火) 13:30～
場 所 福島県自治会館 3階 301会議室



福島県資源管理方針の変更について（諮問・答申）



6生流第4076号
令和7年1月27日

福島海区漁業調整委員長 様

福島県知事



福島県資源管理方針の変更について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき福島県資源管理方針を別紙のとおり変更したいので、同条第10項において準用する同条第4項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部 水産課 技師 安倍 電話 024-521-7376）

資源管理方針変更の概要について

1 変更の概要

特定水産資源へ「ぶり」が追加（R7.2月開催の水産政策審議会資源管理分科会において諮問・答申予定）となり、漁獲量の配分（10万1千トンの内数）となったことを受け、令和7管理年度の知事管理区分の漁獲可能量を設定するため、福島県資源管理方針の別紙に「ぶり」を追加する。

2 根拠法令等

- ・漁業法第14条第9項（県資源管理方針の変更）
- ・漁業法第16条第1項（知事管理漁獲可能量の設定）

3 変更の必要性

特定水産資源となる「ぶり」の令和7管理年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）当初配分数量について、同法第15条第1項第2号に基づき農林水産大臣が定めることとなるが、その範囲内において、知事が策定する県資源管理方針に即して、知事管理漁獲可能量を定める必要があるため。

4 主な変更の内容

福島県資源管理方針に「ぶり」の資源管理方針を別紙1－9として新たに追加する（記載の方法は、「知事許可区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い」によった）。

福島県資源管理方針 新旧対照表

改正案	現行
<p>福島県資源管理方針</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、福島県資源管理方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。</p> <p>福島県知事 内堀 雅雄</p> <p>令和2年12月1日 改正 令和3年7月1日 改正 令和4年3月29日 改正 令和6年3月26日 改正 令和6年6月28日 改正 令和6年12月24日 改正 令和7年3月 日</p> <p>第1～第7 略</p> <p>第8 特定水産資源及び特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 ころまぐろ（小型魚）」から「別紙1-9 <u>ぶり</u>」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>(別紙1-4)～(別紙1-8) 略</p>	<p>福島県資源管理方針</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、福島県資源管理方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。</p> <p>福島県知事 内堀 雅雄</p> <p>令和2年12月1日 改正 令和3年7月1日 改正 令和4年3月29日 改正 令和6年3月26日 改正 令和6年6月28日 改正 令和6年12月24日</p> <p>第1～第7 略</p> <p>第8 特定水産資源及び特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 ころまぐろ（小型魚）」から「別紙1-8 <u>かたぐちいわし太平洋系群</u>」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>(別紙1-4)～(別紙1-8) 略</p>

(別紙1-9)

第1 特定水産資源

ぶり

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福島県ぶり漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がぶりの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- 陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県ぶり漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

(新設)

<p>第5 <u>その他資源管理に関する重要事項</u> <u>資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第</u> <u>1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
---	--------------------

福島県資源管理方針
(改正案)

令和7年 月

福島県資源管理方針

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、福島県資源管理方針を次のように定めたので、同条第 6 項の規定に基づき公表する。

福島県知事 内堀 雅雄

令和 2 年 12 月 1 日

改正 令和 3 年 7 月 1 日

改正 令和 4 年 3 月 29 日

改正 令和 6 年 3 月 26 日

改正 令和 6 年 6 月 28 日

改正 令和 6 年 12 月 24 日

改正 令和 7 年 3 月 日

第 1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、東北地方太平洋沖地震の前年である平成 22 年の海面漁業生産量では 7 万 9 千トンで全国 16 位、生産額は 182 億円で全国 17 位と全国的には中位に位置していた。震災の影響により沿岸漁業が操業自粛を余儀なくされたが、漁業再開に向け、福島県漁業協同組合連合会は平成 24 年 6 月から小規模な操業と販売を行う試験操業を開始した。試験操業は、徐々に対象種・海域等を拡大し、震災前に行っていたほぼ全ての漁業種類が操業可能となり、出荷先や市場での一定の評価を得るなど、その目的が達成されたことから、令和 3 年 3 月で終了し、令和 3 年 4 月から本格的な操業に向けた取組へと移行した。令和元年の生産量は 6.9 万トンで全国 14 位、生産額は 87 億円で全国 34 位となっている。また、平成 30 年における漁業就業者数は、約 1.1 千人であり、産地魚市場を有する沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、都道府県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産

資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理を組み合わせる資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせる資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行

われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び都道府県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 福島県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 特定水産資源及び特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理方針は

「別紙1-1 くろまぐろ（小型魚）」から「別紙1-9 ぶり」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福島県くろまぐろ (小型魚) 漁業 (上半期)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理区分中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 都道府県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理区分の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 9 1 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

2 福島県くろまぐろ (小型魚) 漁業 (下半期)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理区分中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 都道府県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理区分の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 9

1号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量すべてを知事管理区分に配分する。また、各知事管理区分への配分量は、知事管理区分における資源管理の取組み状況及び当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、福島海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めるものとする。

福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(上半期)の配分量に未利用分が生じた場合には、当該未利用分の全てを福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(下半期)に繰越せるものとする。

また、福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(上半期)における漁獲量の総量が配分された数量を超えた場合には、知事管理区分の配分量の総量を超えない限り、福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(下半期)から超過分の配分量を差し引き、超過した福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(上半期)に充当するものとする。

なお、融通等を含め本県に追加配分された漁獲可能量は、福島海区漁業調整委員会の意見を聴いて配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 緊急報告体制

1隻1日当たり100キログラムを超える量の採捕があった場合は、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 2)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福島県くろまぐろ (大型魚) 漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (大型魚) を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 都道府県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 9 1 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県くろまぐろ (大型魚) 漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福島県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業(漁業法第57条第1項及び漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第1項第2号に定める小型機船底びき網漁業をいう。以下同じ。)、沿岸流し網漁業(福島県漁業調整規則第4条第1項第5号に定める刺し網漁業をいう。以下同じ。)、小型定置網漁業(福島県漁業調整規則第4条第1項第11号に定める小型定置漁業をいう。以下同じ。)、固定式さし網漁業(福島県漁業調整規則第4条第1項第8号に定める固定式刺し網漁業をいう。以下同じ。)及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県まあじ漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻日)
小型機船底びき網漁業	5,000隻日
沿岸流し網漁業	89,100隻日
小型定置網漁業	900隻日
固定式さし網漁業	142,800隻日

第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源
まいわし太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
福島県まいわし太平洋系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまいわし太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわし太平洋系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を福島県まいわし太平洋系群漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量 (単位：隻日)
沿岸流し網漁業	89,100 隻日
小型定置網漁業	900 隻日
固定式さし網	142,800 隻日

第 5 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙 1 - 5)

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまさば及びごまさば太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業、固定式さし網漁業及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさば太平洋系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量 (単位: 隻日)
小型機船底びき網漁業	5,000 隻日
沿岸流し網漁業	89,100 隻日
小型定置網漁業	900 隻日
固定式さし網漁業	142,800 隻日

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 1 - 6)

第 1 特定水産資源
するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
福島県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がするめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業、固定式さし網漁業及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を福島県するめいか漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量 (単位：隻日)
小型機船底びき網漁業	5,000 隻日
沿岸流し網漁業	89,100 隻日
小型定置網漁業	900 隻日
固定式さし網漁業	142,800 隻日

第 5 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙 1 - 7)

第 1 特定水産資源

まだら本州太平洋北部系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福島県まだら本州太平洋北部系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまだら本州太平洋北部系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業、固定式さし網漁業及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだら本州太平洋北部系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県まだら本州太平洋北部系群漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1 - 8)

第 1 特定水産資源

かたくちいわし太平洋系群（体色が銀色のものをいう。以下、この別紙の第 2 から 3 において同じ）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福島県かたくちいわし太平洋系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がかたくちいわし太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし太平洋系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県かたくちいわし太平洋系群漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし太平洋系群のうち、しらす（体色が銀色のもの以外のものをいう）を漁獲対象とする漁業については、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合におけるしらすを漁獲対象とする漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類において、同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
機船船びき網漁業のうち、しらうお、こうなご（通称めろうどを含む）、しらすひき網漁業	130,500 隻日

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1 - 9)

第 1 特定水産資源
ぶり

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
福島県ぶり漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がぶりの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地
がある者がぶりを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の
報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を福島県ぶり漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
特になし。

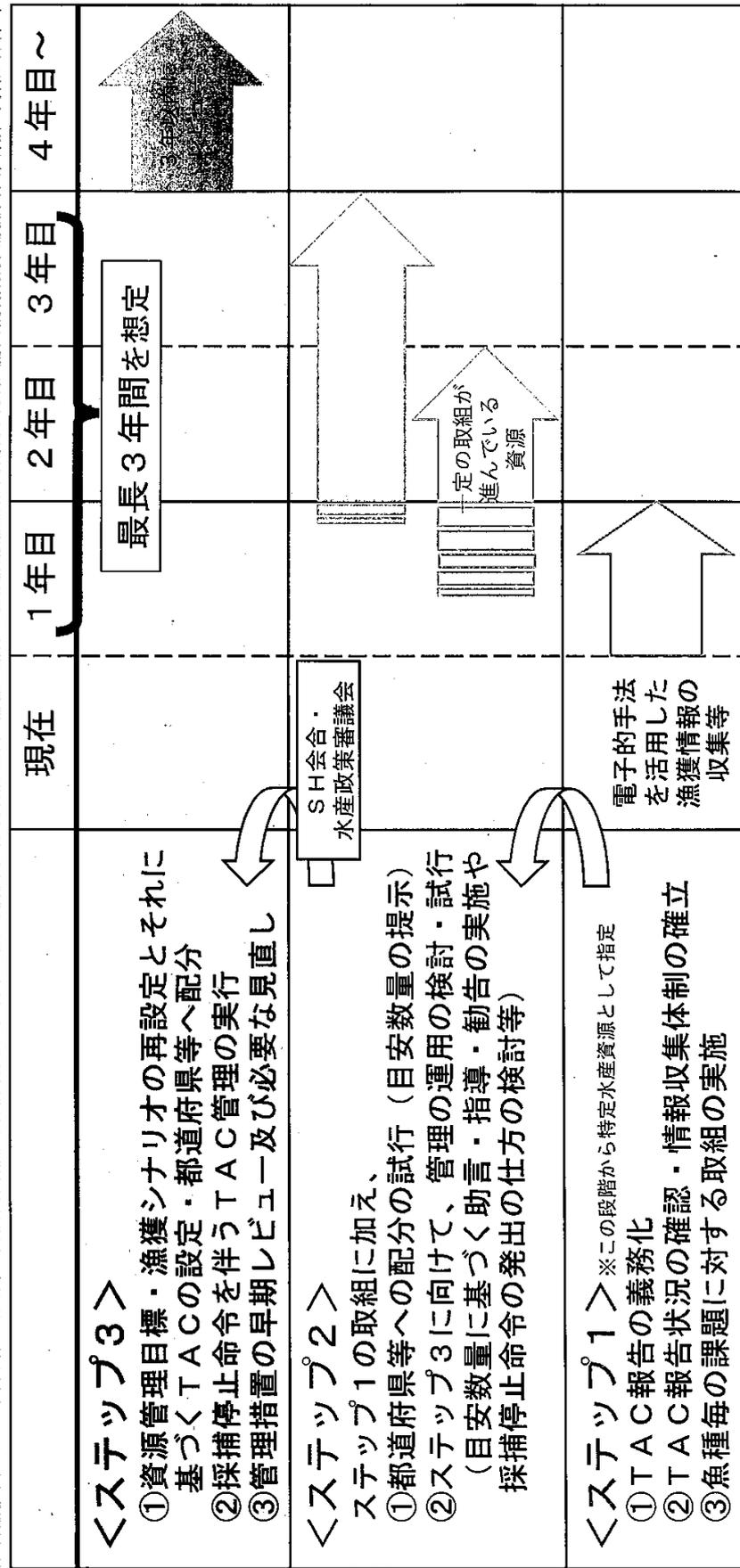
第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）
に定めるステップアップ管理を行う。

TAC管理のステップアップの考え方

(参考資料)

- 新たなTAC魚種については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次発展させていく「ステップアップ管理」を導入。
- 「ステップアップ管理」の考え方及びスケジュールは「資源管理基本方針」に規定し、具体的には以下の3つのステップに分けて、通常のTAC管理導入に向けたプロセスを確実に実施。
- ステップ2までの間に課題解決の取組等に十分な進展を得ることとし、ステップ3へ移行する前には、ステークホルダー(SH)会合を開催してステップ2までにおける取組状況等について意見交換を実施。
(ステップ1・2で最長3年間の想定)



ステップアップ管理の具体的内容

	ステップ1	ステップ2	ステップ3
資源管理の目標	<ul style="list-style-type: none"> 漁業法第12条第1項第1号に基づく目標（漁業の実態等を踏まえた目標（PGY）も含む） 		<ul style="list-style-type: none"> これまでに得られた情報を基に更新した資源評価に基づき設定
漁獲シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> 資源管理の目標を達成する漁獲シナリオを選択 		<ul style="list-style-type: none"> 新たな資源管理の目標に基づき漁獲シナリオを選択
TACの設定	<ul style="list-style-type: none"> 漁獲シナリオから導かれるABCの範囲内で設定 		<ul style="list-style-type: none"> 左に同じ
TACの配分	<ul style="list-style-type: none"> 実質的に国一括の管理とし、具体的な配分数量は設定しない ただし、都道府県に対し、今後、具体的な管理を行うために参考となる数量を提示 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県等への配分の試行を実施（自主的な資源管理の取組内容に含む漁業の実態や資源の特性に応じた配分ルール等の検討を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 配分ルールに基づき、都道府県等へ配分（漁獲量上位8割に含まれる場合は数量明示、それ以外は現行水準とする）
漁獲が積み上がった場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> 法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする ※ 	<ul style="list-style-type: none"> 法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする。ただし、「採捕停止命令」の発出の仕方を検討 ※ 	<ul style="list-style-type: none"> ステップ2までの結果を踏まえ、法第32条及び第33条に基づく「助言・指導・勧告・採捕停止命令」を実施
自主的な資源管理	<ul style="list-style-type: none"> 従前から行われている自主的な取組を引き続き実施しつつ、利用可能な科学的知見を基に、その効果を検証 		<ul style="list-style-type: none"> 自主的な資源管理の効果の検証を踏まえ、管理の工夫に反映
魚種毎の課題に対する取組	<ul style="list-style-type: none"> 資源の特性や漁業の実態を踏まえ、関係者間で、通常のTAC管理導入に当たつての課題を整理し、ステップ2までの間に十分な進展を得ることとする ステップ3へ移行する前にSH会合を開催して、ステップ2までにおける取組状況等について意見交換 		<ul style="list-style-type: none"> 導入された運用等により課題解決が図れているかを検証 必要に応じ運用の改良等を検討

※ 漁獲実績を積み上げるために明らかに明らかに漁獲努力量を増やしている等、TAC管理の趣旨に逆行するような操作が見られる場合には、ステップアップ管理の取組を適切に進める上で必要な助言・指導等を行うものとする。

特定水産資源の漁獲可能量について（くろまぐろ）
（諮問・答申）



6生流第4208号

令和7年1月28日

福島海区漁業調整委員会長 様

福島県知事



特定水産資源の漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、同条第2項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 酒井 電話 024-521-7379）

(別 紙)

- 1 概 要：特定水産資源のうち、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）について、福島県資源管理方針（以下、「資源管理方針」という。）に即して、令和7管理年度の知事管理分の漁獲可能量を設定するもの。
- 2 根拠法令等：漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項（知事管理漁獲可能量の設定）
- 3 策定必要性：特定水産資源であるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の令和7管理年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の当初配分量は、法第15条第1項第2号の規定に基づき定められ、令和7年1月9日付け6水管2941号で農林水産大臣から通知された。
知事は、その範囲内において、資源管理方針に則して知事管理漁獲可能量を定める必要があるため。
- 4 策定の内容：農林水産大臣からの配分について、資源管理方針に定める漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準に即して、以下のとおり定める。

特定水産資源	本県に配分された都道府県別漁獲可能量	知事管理区分	漁獲可能期間	知事管理区分に配分する量
くろまぐろ （小型魚）	22.9 トン	福島県くろまぐろ （小型魚）漁業 （上半期）	令和7年4月1日 ～ 令和7年9月30日	11.4 トン
		福島県くろまぐろ （小型魚）漁業 （下半期）	令和7年10月1日 ～ 令和8年3月31日	11.5 トン
くろまぐろ （大型魚）	2.0 トン	福島県くろまぐろ （大型魚）漁業	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	2.0 トン

- 5 諮問予定：令和7年2月18日開催
第22期第21回福島海区漁業調整委員会で諮問

(経過・予定等)

令和7年2～3月 農林水産大臣へ知事管理漁獲可能量の承認申請・承認通知
令和7年3月まで 知事管理漁獲可能量の公表（県報登載、水産課ホームページ）

※参考 令和6管理年度当初配分量

特定水産資源	本県に配分された都道府県別漁獲可能量	知事管理区分	漁獲可能期間	知事管理区分に配分する量
くろまぐろ (小型魚)	11.7 トン	福島県くろまぐろ (小型魚) 漁業 (上半期)	令和6年4月1日 ～ 令和6年9月30日	5.8 トン
		福島県くろまぐろ (小型魚) 漁業 (下半期)	令和6年10月1日 ～ 令和7年3月31日	5.9 トン
くろまぐろ (大型魚)	1.0 トン	福島県くろまぐろ (大型魚) 漁業	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	1.0 トン

令和6管理年度と令和7管理年度の都道府県別漁獲可能量の当初配分を比較すると、くろまぐろ（小型魚）が+11.2 トン、くろまぐろ（大型魚）が+1.0 トン増加している。

これは、国際的なまぐろ類の管理機関である中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）において、日本の太平洋クロマグロの増枠措置（小型魚 10%、大型魚 50%の増）が合意されたことを受け、水産庁が国内における太平洋クロマグロの配分の考え方を見直し、配分量が全国的に増加した影響である。

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和七管理年度（令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和七年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

一 くろまぐろ（小型魚）

1 上半期（令和七年四月一日から同年九月三十日まで）

(1) 知事管理区分 福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）

(2) 配分する数量 十一・四トン

2 下半期（令和七年十月一日から令和八年三月三十一日まで）

(1) 知事管理区分 福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）

(2) 配分する数量 十一・五トン

二 くろまぐろ（大型魚）

1 知事管理区分 福島県くろまぐろ（大型魚）漁業

2 配分する数量 二・〇トン



6 水管 2941 号
令和 7 年 1 月 9 日

福島県知事 殿

農林水産大臣 江藤 拓

くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (福島県分)
くろまぐろ (小型魚)	22.9 トン
くろまぐろ (大型魚)	2.0 トン

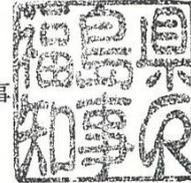
特定水産資源の漁獲可能量について（するめいか、ぶり）
（諮問・答申）



6生流第4314号
令和7年2月5日

福島海区漁業調整委員長 様

福島県知事



特定水産資源の漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、同条第2項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 酒井 電話 024-521-7379）

(別 紙)

- 1 概 要：特定水産資源のうち、するめいか及びぶりについて、国から県に対し、漁獲可能量の配分が見込まれるため、福島県資源管理方針（以下、「資源管理方針」という。）に即して、令和7管理年度の知事管理分の漁獲可能量を設定するもの。
- 2 根拠法令等：漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項（知事管理漁獲可能量の設定）
- 3 策定必要性：特定水産資源であるするめいか及びぶりの令和7管理年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の当初配分数量は、同法第15条第1項第2号に基づき農林水産大臣が定めるが、知事は、その範囲内において、資源管理方針に則して知事管理漁獲可能量を定める必要があるため。
- 4 策定の内容：農林水産大臣からの配分について、資源管理方針に定める漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準に即して、以下のとおり定める。

特定水産資源	内 容
するめいか	本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量を福島県するめいか漁業に配分する。
ぶり	本県に配分された都道府県別漁獲可能量（101,000 トンの内数）の全量を福島県ぶり漁業に配分する。

- 5 諮問予定：令和7年2月18日開催
第22期第21回福島海区漁業調整委員会で諮問

(経過・予定等)

- R7.2.6 農林水産大臣から漁業法第15条第4項に基づく意見照会
- R7.2.13 水産政策審議会資源管理分科会
- ～R7.2.19 農林水産大臣から都道府県別漁獲可能量の当初配分通知
- R7.3月上旬 都道府県別漁獲可能量の公表（官報掲載）
- ～R7.3.18 農林水産大臣へ知事管理漁獲可能量の承認申請・承認通知
- R7.3月下旬 知事管理漁獲可能量の公表（県報登載、水産課ホームページ）

福島県告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、するめいか及びぶりに関する令和七管理年度（令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和七年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

一 するめいか

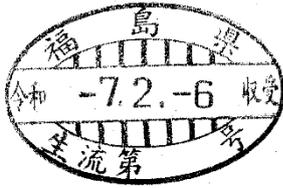
知事管理区分 福島県するめいか漁業

配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量

二 ぶり

知事管理区分 福島県ぶり漁業

配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（十万一千トンの内数）の全量



6水管第 3221 号
令和 7 年 2 月 6 日

福島県知事 殿

農林水産大臣 江藤 拓

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びぶりに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分に係る意見照会

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びぶりに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めようとしているので、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号) 15 条第 4 項の規定に基づき、貴職の意見を求めるので、令和 7 年 2 月 10 日(月)までに提出願います。

記

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びぶりに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている 都道府県別漁獲可能 量 (トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の目 安数量 (トン)
すけとうだら 太平洋系群			
すけとうだら 日本海北部系群			
すけとうだら オホーツク海南部			
すけとうだら 根室海峡			
するめいか	現行水準	0.02%	50 トン未満
ぶり	101,000 トンの内数	—	

すくい網漁業に関する委員会指示について

福島海区漁業調整委員会指示第 号

福島県の地先海面におけるすくい網漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野 智光

一 操業の承認

おきあみ又はいかなごを対象としたすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、自家用釣餌料を採捕することを目的とするたもすくい網漁業のためだけに使用する船舶については、この限りでない。

二 承認の対象漁船

すくい網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数15トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、おきあみを対象として操業する場合は令和7年3月1日から同年5月31日まで、いかなごを対象として操業する場合は同年3月1日から同月31日までとする。

四 制限又は条件

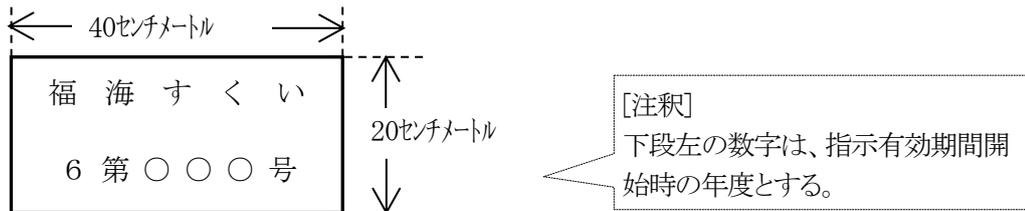
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

- (1) おきあみを対象とする場合は、宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海域を除く福島県の海域。
- (2) いかなごを対象とする場合は、(1)の海域及び最大高潮時における富岡川河口中央から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあつては、(1)の海域及び最大高潮時における新田川河口中央から正東の線以南の福島県の海域）。

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後1月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和7年3月1日から令和8年2月28日までとする。

すくい網漁業 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年：昭和 54 年

対象魚種：オキアミ、イカナゴ（コウナゴ・メロウド）

承認海域：本県海域の沖合（オキアミ）、相双海域の沖合（イカナゴ）

【指示発動の経過】

〈11- 8 委員会：S53. 4. 28〉

- ・昭和 52 年春、昭和 53 年春に本県沖にオキアミ漁場が形成。おきあみひき網漁業の知事許可移行のための取扱方針が県から提案されたが、小委員会で検討することに決定。

〈11- 9 委員会：S53. 7. 29〉

- ・おきあみひき網漁業の許可取扱い方針に関する各組合の意見を小委員会から報告。漁場が競合するおきあみすくい網漁業の取扱を事務局から提案するも、継続審議。

〈11-11 委員会：S53. 11. 10〉

- ・おきあみひき網漁業の許可取扱い方針を委員会で承認。
- ・おきあみすくい網漁業の取扱いについて協議し、イカナゴもすくい網で漁獲されるので、魚種を特定しないすくい網漁業の委員会指示にすることに決定。

〈11-12 委員会：S54. 1. 22〉 及び 〈11-13 委員会：S54. 3. 19〉

- ・対象船舶、魚種別操業期間、操業海域等を協議し、第 11 期第 13 回委員会で指示発動決定。

【指示発動の理由】

- ・自由漁業のままでは、漁業秩序が維持できない。
- ・仙台湾入会協議の進捗が期待できる。

【指示内容の推移】

開催年月	対象船舶	操業期間	操業海域等
S54. 3	15 トン未満	イカゴ：4/1～ 5/31 オキアミ：4/1～ 5/31	⇒ 小底禁止線以深+原町無線塔以北 ⇒ 小底禁止線以深
S54. 12		イカゴ：2/1～ 5/31 オキアミ：2/1～ 5/31	
S55. 12	20 トン未満：県内 15 トン未満：県外	イカゴ：2/1～ 3/31	
S56. 12		イカゴ： ⇒	⇒ 小底禁止線以深+新田川河口以北
S58. 10		イカゴ：2/1～ 3/31 県外船⇒ 1/1～12/31 県内船⇒	⇒ 小底禁止線以深+新田川河口以北 ⇒ 小底禁止線以深+富岡川河口以北
S60. 1		イカゴ：2/1～12/31 県内船	
H 2. 1		イカゴ：3/1～ 3/31 オキアミ：3/1～ 5/31	※メロウド紛争による宮城船の操業期間短縮（=水産庁指導）による
H 6. 1	15 トン未満：全て		

【宮城県船の承認状況】

年次	S54～55	S56	57～H2	3～4	5～7	8	9	10～22	23	H24～R6
枠数	16	26	26	26	26	26	26	26	26	26
承認	0	24	26	25	23	0	5	9	9	0

【操業実績】

- ・宮城県船の本県海域での操業実績の報告はないが、S56 に無承認船を含む 86 隻が本県におきあみ 2,589 トン（16,550 万円）を水揚げした記録がある。
- ・県内船では請戸漁協所属船 3 隻（S58）の操業実績があったが、定着までには至らず。

【指示の継続理由】

- ・宮城、岩手両県では知事許可漁業であり、本県海域において自由漁業とする理由はない。
- ・漁業秩序の維持のためには承認漁業の継続が必要。
- ・宮城県内の本漁業の許可数は、当時 370 隻、H25 は 65 隻。R3 制限措置公示 38 隻。

【承認枠（案）】

- ・本県船 枠を設けず（従来同様）
- ・県外船 宮城県に 26 隻（従来同様）

こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について

福島海区漁業調整委員会指示第 号

福島県の地先海面におけるこうなご電気棒受網漁業について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野 智光

一 操業の承認

こうなご電気棒受網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

二 承認の対象漁船

こうなご電気棒受網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数15トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、令和7年4月1日から同月30日までとする。

四 制限又は条件

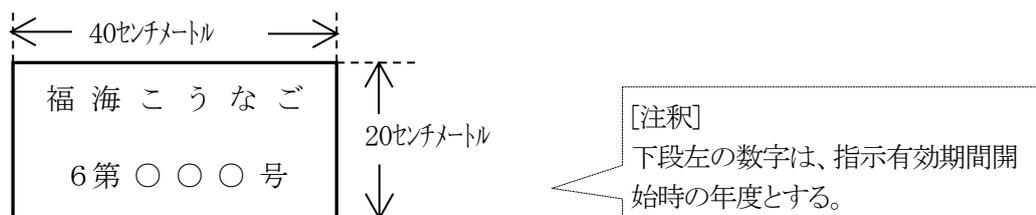
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域(県外船舶にあつては、夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域及び宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海域を除く福島県の海域)。

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後1月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和7年3月1日から令和8年2月28日までとする。

こうなご電気棒受網漁業 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年：昭和 54 年

対象魚種：コウナゴ（イカナゴの稚魚）

承認海域：夏井川以北の沖合海域

【指示発動までの経過】

- ・本漁業は、宮城県以北の小型船（5 トン未満）により昭和 30 年代から営まれてきた。
- ・昭和 53 年 1 月に岩手県行政から、いかつり船の操業不振対策として本県海域でのこうなご電気棒受網の試験操業（5～15 トン型：25 隻）の申し入れがなされた。
- ・11-7 委員会（S53. 3. 23）で岩手県船の入会（S53）を認めたが、協定違反で入漁船を追い返すトラブル等が発生した。
- ・岩手県から翌年（S54）の入会要望があり、11-11 委員会（S53. 11. 10）、11-12 委員会（S54. 1. 22）で対応を審議し、11-13 委員会（S54. 3. 19）で委員会指示発動が決定された。

【指示発動の理由】

- ・本漁業は、岩手・宮城両県では、通称「ランプ網」と呼ばれる知事許可漁業の「火光利用敷網漁業」として、極めて重要な漁業であることから、本県においても海区承認漁業にすることで、仙台湾の漁業秩序の維持や相互入会に向けた調整が進むことを期待するもの。

【指示内容等の推移】

開催年月	対象船舶	操業期間	操業海域等
S54. 3	15 トン未満	4/ 1～5/31	夏井川以北＋小底夜間操業禁止線以深
S55. 2		3/15～5/31	夏井川以北＋小底操業禁止線以深
S56. 1	15 トン未満：県外 20 トン未満：県内		
S59. 2			県外船：夏井川以北＋小底禁止線以深 県内7～20トン未満船：夏井川以北＋小底禁止線以深 県内 7トン未満船：夏井川以北
S62. 1			県外船⇒夏井川以北＋小底操業禁止線以深 県内船⇒夏井川以北
H 2. 1		4/ 1～4/30	
H 6. 1	15 トン未満：県内 〃：県外		

【岩手県船の承認状況】

年	S54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H 元	2	3	4～9	10～12	13	H14～R6
枠数	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	8	8	2	2	2	2
承認	18	18	18	14	18	16	17	11	15	8	8	6	0	0	1	2	0

【承認・操業実績】

- ・岩手県からの申請は平成に入ってからでは低調で平成 14 年以降は皆無となっている。
 - ・宮城県内の本漁業（火光利用敷網）の許可数は 127 隻（H25）。当初より宮城県船の承認枠は設定していないが、無承認での操業が行われる年が多い。
- なお、過去に宮城県に申請を促して全隻承認を求められ、対応手段がなく今に至っている。

【指示継続の理由】

- ・岩手県、宮城県ではイカナゴを対象とした知事許可漁業であり、本県海域において自由漁業とする理由はない。

【承認枠（案）】

- ・本県船 枠を設けず（従来同様）
- ・県外船 岩手県に 2 隻（平成 4 年以降と同様）

いかつり漁業に関する委員会指示について

福島海区漁業調整委員会指示第 号

福島県の地先海面におけるいかつり漁業について、漁業法（昭和24年法律第 267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野 智光

一 操業の承認

いかつり漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、手釣又は竿釣さおに使用する総トン数5トン未満の船舶については、この限りでない。

二 承認の対象漁船

いかつり漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数30トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、令和7年6月1日から令和8年1月31日までとする。

四 制限又は条件

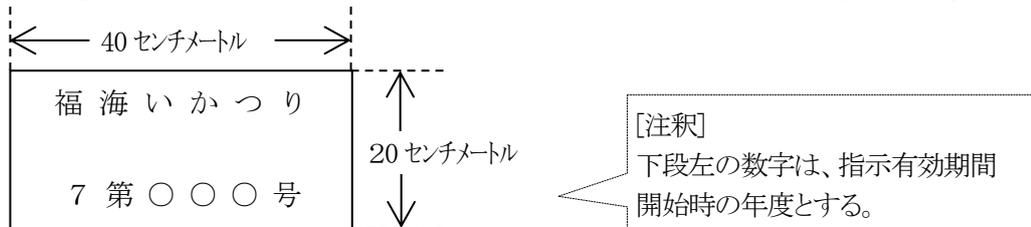
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台から正東の線以北の水深45メートル以浅の福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後1月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和7年6月1日から令和8年5月31日までとする。

いかつり漁業 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年：昭和 51 年

対象魚種：アカイカ、スルメイカ

承認海域：小良ヶ浜以北の水深 45m 以浅を除く海域

【指示発動までの経過】

〈全員協議会：昭和 51. 2. 19〉

- ・水産試験場の調査結果から、今後本県沖にスルメイカ漁場が形成される可能性があり、原釜の底びき網船の多くが裏作として新規に着業する意向が示された。
- ・また、県外船操業による資源状況の悪化が懸念され、承認制導入の要望が強かった。

【指示発動の理由】

- ・S51 年に茨城、宮城が承認制とした以上、本県も承認制を採用する。
- ・自由漁業にしておけば、底びき網船との競合等全体的に過当競争となる恐れがあるため承認制とする。

【指示内容等の推移】

年月	対象船舶	操業期間	操業区域・その他条件
S51. 7	30ト未満	8/1～12/31	小良ヶ浜灯台以北の水深 40m 以浅を除く海域 光力制限：30Kw 以下
S52. 6	5ト未満除外	7/1～12/31	小良ヶ浜灯台以北の水深 45m 以浅を除く海域
S55. 5		6/10～翌年 1/31	
S56. 5			光力制限：廃止
H17. 5		6/1～翌年 1/31	

※操業期間については、スルメイカに合わせて開始期を、アカイカに合わせて終漁期をその都度調整してきた。

【指示の継続理由】

- ・本漁業についての隣県の制度は、宮城が知事許可、茨城が海区承認である。
- ・沿岸漁業（刺網）への物理的被害があるので、水深制限の遵守が必要である。

【承認枠、承認実績、操業実績】

別表のとおり。

【承認枠（案）】

別表のとおり。

- ・本県船 従来どおり枠を設けず
- ・県外船 従来どおりの枠数とする

【国及び近県のいかつり漁業の制限】

- ・全国（30トン以上）：大臣許可漁業（指定漁業）「いか釣り漁業」
全国（5トン以上30トン未満）：大臣届出漁業「小型するめいか釣り漁業」
- ・青森、岩手、宮城（5トン以上30トン未満）、北海道：知事許可漁業
- ・茨城（5トン以上30トン未満）、千葉（5トン以上20トン未満）、青森（5トン未満）：委員会承認漁業

別表 いかつり漁業の承認枠・承認実績・操業実績

令和7年1月31日現在

道県名		県内	県外計	北海道	青森	岩手	宮城	茨城	千葉	静岡
承認枠		設けず	148	1	11	40	60	20	15	1
H18	承認	4	67	1	9	12	31	8	6	0
	操業	0	6	0	0	6	0	0	0	0
H19	承認	5	66	1	9	11	31	8	6	0
	操業	0	3	1	0	1	1	0	0	0
承認枠		設けず	150	3	11	40	60	20	15	1
H20	承認	17	63	2	10	8	31	8	4	0
	操業	7	3	2	0	0	1	0	0	0
H21	承認	24	62	2	10	8	30	8	4	0
	操業	8	4	2	0	2	0	0	0	0
H22	承認	23	62	2	10	9	29	8	4	0
	操業	0	3	2	0	0	1	0	0	0
H23	承認	0	10	2	3	0	0	5	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H24	承認	0	12	2	2	0	0	8	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H25	承認	0	13	2	2	0	2	7	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H26	承認	0	13	2	2	0	2	7	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H27	承認	0	11	2	2	0	0	7	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H28	承認	0	11	2	2	0	0	7	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H29	承認	0	11	2	2	0	0	7	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H30	承認	0	11	2	2	0	0	7	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H31(R1)	承認	2	12	2	3	0	0	7	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R2	承認	2	11	2	3	0	0	6	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3	承認	2	14	2	3	1	0	6	2	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R4	承認	4	20	2	10	0	0	6	2	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R5	承認	3	21	2	11	0	0	6	2	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R6	承認	3	21	2	11	0	0	6	2	0
	操業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R7承認枠(案)		設けず	150	3	11	40	60	20	15	1

漁業権に係る資源管理状況等について



6 生流第 4298 号
令和 7 年 2 月 5 日

福島海区漁業調整委員会長 様

福島県知事
(公印省略)

漁業権に係る資源管理状況等について（報告）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 90 条第 1 項の規定に基づき漁業権者より報告のあった漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について、同条第 2 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況及び漁場の活用の状況等については別紙のとおりであり、いずれの漁場も適切かつ有効に活用されていることを確認した。
- 2 各漁業権者に対する法第 91 条第 1 項の規定に基づく指導の必要はない。

(事務担当 農林水産部水産課 主査 新関 電話 024-521-7379)

漁業権に係る資源管理状況等の報告について

令和 7 年 2 月 5 日
福島県農林水産部水産課

1 概 要

漁業権を有する者（以下「漁業権者」という。）は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 90 条第 1 項及び漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号。以下「施行規則」という。）第 28 条第 1 項の規定に基づき、1 年に 1 回以上、漁場の活用状況等を知事に報告することが義務付けられた。

また、漁業権者から報告を受けた知事は、報告事項に関する意見を付して、海区漁業調整委員会に報告をするものとされている。

2 根拠規定

法第 90 条第 2 項、施行規則第 28 条第 3 項

3 報告方法及び報告事項

漁業権に係る資源管理の状況等の報告について（通知）（令和 6 年 9 月 20 日付け 6 生流第 2593 号）において、各漁業権者へ以下の事項を通知した。

- (1) 報告方法 法第 90 条第 1 項及び施行規則第 28 条第 2 項に定める事項について書面により報告
- (2) 報告の対象となる期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日まで
- (3) 報告事項
 - ア 漁業権の種類及び免許番号
 - イ 報告の対象となる期間
 - ウ 資源管理に関する取組の実施状況
 - エ 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
 - オ 組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況

4 報告結果

別添のとおり

漁業権に係る資源管理状況等の報告結果

報告対象期間：令和5年9月1日～令和6年8月31日

	漁業権者 (漁協名)	免許番号	有資格者 (人)	操業実績 (人・日)	水揚量 (kg)	水揚金額 (千円)	資源管理に 関する主な 取り組み※	その他
共同漁業権	いわき市	共第1号	42	34	30	618	①, ⑥	水揚量ほうにを除く
		共第2号	42	625	9,674	15,828	①, ⑤	
		共第3号	34	274	245	6,602	①, ⑥	共第1号に同じ
		共第4号	35	374	1,562	4,581	⑤	
	小名浜機船 底曳網	共第5号	12	0	0	0	⑥	海藻類の行使を調整中
		共第6号	12	508	8,982	22,844	①, ⑥	
		共第7号	12	217	3,849	9,790	①, ⑥	
	いわき市	共第8号	84	1,053	3,443	22,801	①, ⑤, ⑥	共第1号に同じ
		共第9号	39	414	283	5,942	①, ⑥	共第1号に同じ
		共第10号	3	0	0	0	④	操業予定あり
		共第11号	22	72	10,633	8,230	⑥	共第1号に同じ
		共第12号	4	263	3,673	4,925	①, ⑤	
		共第13号	36	204	19,244	13,319	①, ⑥	共第1号に同じ
		共第14号	37	465	6,981	7,216	①, ⑤	
		共第15号	69	121	3,589	4,203	①, ⑥	
	相馬双葉	共第16号	26	1,113	24,113	35,727	①, ⑤	
		共第17号	22	0	0	0		操業自粛海域
		共第18号	22	205	14,555	8,459	③, ④, ⑤	
		共第19号	115	207	70,758	28,351	①	
		共第20号	115	1,345	69,231	61,879	②, ③, ④, ⑤	
共第21号		57	78	27,601	15,157	①		
共第22号		44	243	97,141	43,633	①		
共第23号		367	-	-	-		ほっきの水揚を共第22号、共第24号に合算	
共第24号		323	100	8,910	5,323	①, ③, ⑤		
共第25号		376	0	0	0		あわび、うにの種場として利用	
共第26号	53	247	23,229	10,429	①			
共第27号	477	8,559	424,377	440,578	②, ③, ④, ⑤			
区画漁業権	相馬双葉	区第1号	39	1,143	59,614	48,991	①, ②, ③	
		区第2号	32	187	5,821	5,797	①, ②, ③	
		区第3号	68	1,682	82,848	117,754	①, ②, ③	
		区第4号	8	11	101	65	②, ③	
		区第5号	100	19	2,985	8,692	①, ②, ③	
		区第6号	8	0	0	0	②, ③	操業予定あり

※資源管理に関する主な取り組み内容

共同漁業権：①種苗放流、稚魚放流、移植 ②操業期間の制限 ③漁獲上限の設定
④漁法の制限、漁具の統数制限 ⑤体長等制限 ⑥監視活動、清掃

区画漁業権：①のり網移設 ②有害生物駆除 ③耕うん

かたくちいわし太平洋系群の漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について

令和7年2月3日
福島県農林水産部水産課

1 概要

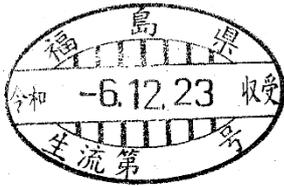
令和7管理年度（令和7年1月1日～令和7年12月31日）における「かたくちいわし太平洋系群」について、水産庁が管理を行う際の参考となる数量について示したため、報告するもの。

2 経緯（TAC管理の状況について）

- ・「かたくちいわし太平洋系群」については、令和7管理年度よりTAC管理が開始。
- ・令和7管理年度分として農林水産大臣から福島県に配分された都道府県別漁獲可能量は「92,000トンの内数」であり、令和6年12月2日開催の海区漁業調整委員会において、全量を知事管理漁獲可能量に配分することとして諮問し、異議なしとの答申を受け、配分する数量を定めた（令和6年12月24日福島県報に公示）。
- ・国として定められた「かたくちいわし太平洋系群」全体の漁獲可能量が92,000トンであり、17道県（北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、神奈川、静岡、愛知、三重、和歌山、徳島、愛媛、高知、大分、宮崎）と大臣管理区分（大中型まき網漁業）に対し、それぞれ「92,000トンの内数」として、数量の区別なく配分されている。
- ・「かたくちいわし太平洋系群」は、令和7管理年度においては、水産庁の資源管理方針に定められた「ステップアップ管理」の「ステップ1」の段階であり、具体的な配分数量は設定されないものの、水産庁から都道府県に対し、具体的な管理を行う際の参考となる数量を提示することとしていた。

3 管理を行う際の参考となる数量について

- ・水産庁は令和6年12月23日付けの事務連絡（別紙）により、「かたくちいわし太平洋系群」について、令和7管理年度における漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量を示した。
- ・福島県については、令和7管理年度における「かたくちいわし太平洋系群」の管理を行う際の参考となる数量を「9トン」と示した。
- ・「ステップアップ管理」の「ステップ1」の段階であるため、漁獲が積み上がった場合でも、漁業法第33条に基づく「採捕停止命令」は発出しない。



別紙

事務連絡
令和6年12月23日

福島県
水産主務課 御中

水産庁資源管理部
資源管理推進室

令和7管理年度における漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について

令和7管理年度においてステップ1の管理を行う特定水産資源について、下記のとおり、漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量を算出したので提示します。

記

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (トン)	参考シェア (%)	管理を行う際の参考となる数量 (トン)
かたくちいわし 対馬暖流系群			
うるめいわし対 馬暖流系群			
かたくちいわし 太平洋系群	92,000 トンの内数	0.01%	9
かたくちいわし 瀬戸内海系群			
まだい日本海・ 東シナ海系群			

(注記1) 参考シェアは、令和2年から令和4年までの都道府県及び大臣管理区分の3か年の漁獲実績シェアの平均値

(注記2) 参考シェアの計算には、農林水産統計の漁獲量を使用。このデータが利用できないと資源管理推進室が判断した、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群及びかたくちいわし太平洋系群の大臣管理区分（大中型まき網漁業）については、漁獲成績報告書の漁獲量を使用。まだい日本海・東シナ海系群の大臣管理区分（大中型まき網漁業）については、農林水産統計、漁獲成績報告書ともに利用できず、漁獲量ゼロで計算。

(注記3) 管理を行う際の参考となる数量は、漁獲可能量に参考シェアを乗じた数値

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 産業廃棄物処理施設設置の許可の申請があった件 六四
- 特定水産資源について知事管理漁獲可能量を定めた件 六五
- 福島県資源管理方針を変更した件 六五
- 林業種苗法により生産事業者の登録事項を変更した件 六五
- 道路の供用を開始する件 六五
- 福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱を定めた件の一部を改正する件 六五
- 公 告
- 落札者を決定した件 六六
- 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件 六七
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 六七
- 浸水想定区域を指定した件 六七
- 一般競争入札を行う件 六七

告 示

福島県告示第六百八十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可の申請があったので、次のとおり告示する。その申請書及び同条第三項に規定する当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。

なお、この申請に関し利害関係を有する者は、法第十五条第六項の規定により、意見書を提出することができる。

令和六年十二月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 申請及び申請書等の縦覧に係る事項
 - 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
株式会社商報舎 代表取締役 佐藤 丈彦
東京都中央区銀座八丁目十五番十号
 - 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
福島県二本松市隠里三百八十九番地 外六十一筆
 - 3 産業廃棄物処理施設の種別
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号ハに規定する最終処分場
 - 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 - (一) 汚泥
 - (二) 廃プラスチック類
 - (三) ゴムくず
 - (四) 金属くず
 - (五) ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に従って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
 - (六) 鋳さい
 - (七) がれき類
 - (八) これらのうち、石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
 - 5 申請年月日
令和六年六月十日
 - 6 縦覧場所
 - (一) 福島県県北地方振興局県民環境部環境課
福島県福島市杉妻町二番十六号
 - (二) 二本松市役所市民部生活環境課
福島県二本松市金色四百三番地一
 - 7 縦覧期間及び縦覧時間
令和六年十二月二十四日から令和七年一月二十三日まで（福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第七号）に規定する県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで
- 二 意見書の提出に係る事項
 - 1 提出期限
令和七年二月六日
 - 2 提出先
福島県県北地方振興局県民環境部環境課
福島県福島市杉妻町二番十六号
 - 3 意見書の記載事項（いずれも日本語で記載すること。）

- (一) 提出しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (二) 対象事業の名称
- (三) 具体的な利害関係の内容
- (四) 生活環境の保全上の見地からの意見

(産業廃棄物課)

福島県告示第六百八十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和七管理年度（令和七年一月一日から令和七年十二月三十一日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和六年十二月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 まあじ
 - 1 知事管理区分 福島県まあじ漁業
 - 2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量
- 二 まいわし太平洋系群
 - 1 知事管理区分 福島県まいわし太平洋系群漁業
 - 2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量
- 三 かたくちいわし太平洋系群
 - 1 知事管理区分 福島県かたくちいわし太平洋系群漁業
 - 2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（九万二千トンの内数）の全量

(水産課)

福島県告示第六百八十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第九項の規定により、福島県資源管理方針を令和六年十二月二十四日変更した。

この方針に係る関係書類は、福島県農林水産部生産流通総室水産課及び福島県水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十二月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(水産課)

福島県告示第六百八十四号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録の変更届出があった。

令和六年十二月二十四日

登録番号福島県五七八

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 氏名又は名称 風間 則子
- 二 住所 変更前 福島県いわき市常磐下湯長谷町一丁目八〇番地の二 ミカヅリ二〇一
変更後 福島県いわき市好間町上好間字空山一番地の四五 空山金成戸建二一五号
- 三 事業所の名称 風間種苗
- 四 事業所の所在地 変更前 福島県いわき市常磐下湯長谷町一丁目八〇番地の二 ミカヅリ二〇一
変更後 福島県いわき市好間町上好間字空山一番地の四五 空山金成戸建二一五号

(森林整備課)

福島県告示第六百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和六年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十二月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二九九号	いわき市平並木の杜三番地先から 同 市平並木の杜一番地先まで	令和六年二月二六日

(道路計画課)

福島県告示第六百八十六号

福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱を定めた件（平成八年福島県告示第三百二十号）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

第二条第五項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、令和七年六月一日から施行する。
- 2 懲役（刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役をいう。）又は禁錮（旧刑法第十三条に規定する禁錮